

○一部事務組合下田メディカルセンター情報公開・個人情報保護審査会条例

令和5年2月14日
一部事務組合下田メディカルセンター条例第2号

改正 令和7年2月17日一部事務組合下田メディカルセンター条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、一部事務組合下田メディカルセンター情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び個人情報保護制度における審査請求があったときは、当該請求について調査審議するため、一部事務組合下田メディカルセンター情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、当該請求に係る調査審議が終了したときは、解散するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員は、第2条第2項の規定により審査会が解散するときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(準用)

第8条 審査会の調査審議等の手續に関する事項については、下田市情報公開・個人情報保

護審査会条例（令和4年下田市条例第24号）の例による。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第10条 第4条第3項の規定に違反して秘密を洩らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（一部事務組合下田メディカルセンター条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。